

3. 現任介護職員が介護福祉士受験資格を取得するための養成の在り方に関する意見の要点について

(1) 検討にあたっての調査の実施等

- 検討会開催に先立ち、厚生労働省は、介護福祉士の資格取得方法の見直しに関して、平成 22 年 3 月 5 日～4 月 4 日までホームページ上にてご意見募集（以下「ご意見募集」）を行った（有効回答数 2,423 件）。
- また、検討会委員等の協力を得て、各事業者団体、施設・事業所等における研修等の実施状況に関する実態を把握するために、平成 22 年 5 月 14 日～5 月 27 日まで下記の「介護職員研修等実施状況調査」を実施した（調査対象期日は平成 22 年 4 月 1 日現在）。
 - ① 事業者団体調査…委員等の所属する事業者団体が介護職員向けに実施する研修の実施状況を把握（回答 14 団体）。
 - ② 施設・事業所調査…施設・事業所における研修等の実施状況を把握（回答 1,273 事業所）。
 - ③ 職員調査…個々の介護人材の研修ニーズ等を把握（回答 3,334 名）。
- ご意見募集等の結果については、以下、主な意見の要点においてポイントを引用することとしたい。

(2) 介護福祉士資格取得までの養成の在り方について

（養成の在り方を検討する基本的な考え方）

- 検討会においては、介護人材の量的な確保のために多様な人材が参入できるルートが必要であること、在宅・施設問わず少なくともホームヘルパー 2 級研修程度の研修が必要であること、また、介護福祉士資格取得までに何らかの研修ないしは研鑽が必要であることについては、おおむね意見は共通していた。
- ただし、介護福祉士に至るまでの教育の在り方については、600 時間程度の研修が必要という意見と、600 時間課程は現実的ではないとする意見があった。

- また、介護サービスに求められるケアの質（個別ケアや小規模多機能ケアを通じた尊厳や自立を支えるケア）やケアの高度化（認知症ケア、医療ニーズをもつ人への対応等）を踏まえて養成のあり方を検討すべきであること、段階的な研修の修了による能力・役割の開発がサービスの質を向上させるとともに介護職員の処遇改善や社会的評価の向上に結び付くべきこと、介護福祉士資格を介護職員のキャリア形成における中核的な地位であるとともに中間的な目標として位置付けて、資格取得後も継続的教育機会を準備すべきことについての異論は少なかった。

- 600時間程度の研修が必要との意見は、次の点を論拠とした。
 - ・ 介護サービスの質の高度化を促進するための中核的な担い手として、介護福祉士が医療職との連携、緊急時の対応や判断、初任者への専門的根拠に基づく指導、利用者や家族への説明等を行ううえで、現状の実務経験3年のみでは、知識・技術等の標準化が図りにくい。
 - ・ 多様な人材を介護職員として参入させるからこそ、中核的な担い手である介護福祉士については、その専門的知識・技術に対する信頼が得られるようにすべきであり、そのためにある程度の教育が必要である。
 - ・ これまで3年の実務のみで受験できることが、他の専門職等からの社会的な評価が低くなる一因であった。
 - ・ 研修によりサービスの質の向上を図ることが、介護職員の一層の処遇改善について国民の理解を得ることにつながるのではないか。
 - ・ 介護サービスの中核的な担い手である介護福祉士の技能を標準化することで、介護サービス及び介護教育の標準がつくられ、産業として発展し、世界へ発信することも展望できる。

- 600時間課程は現実的ではないとする意見は、次の点を論拠とした。
 - ・ 研修など継続的な資質向上の必要性そのものは認めるが、介護職員及び事業者の時間的、経済的な負担を考えると現実的ではない。
 - ・ 介護職員に求められるものが多いにもかかわらず処遇は良くない。
 - ・ 都市部を中心として介護労働者が不足している現状から、この課程を受講することは困難であり、政策の優先順位を見直すべき。
 - ・ 現在の介護サービスや人材の質が悪いから質を上げるべきというのであれば、求めるサービスの質や人材の質について明確に示すべき。
 - ・ 600時間課程との相互補完可能な他の手段による資質の向上策（他研修の読替え、事業所における共通の能力評価基準の整備等）、質の担保策（技能検定等）が必要ではないか。

- 600時間課程は現実的ではないとする意見に関連し、ご意見募集において600時間課程を義務付ける方向性への評価（「良いと思う」「良くないと

思う」「どちらともいえない」から択一)を聞いたところ、「良くないと思う」との意見は、特に、「介護福祉士資格をもたない介護サービス従事者」(50.7%)、「介護サービス経営者」(68.0%)、「介護サービス利用者・家族」(62.2%)に多かった。

600時間課程に対しては、「介護福祉士資格をもたない介護サービス従事者」は「資質向上のため一定の養成課程は必要であるが6カ月以上では長すぎる(「一定の養成課程は必要であるが長すぎる」)」が最も多く38.7%、次いで「養成課程の実施は当面見合わせるべき(「当面見合わせ」)」が27.9%、「介護サービス経営者」は「当面見合わせ」が34.3%、次いで「一定の養成課程は必要であるが長すぎる」28.0%との意見であった。

- 他方、600時間課程を義務付ける方向性について「良いと思う」との評価は、「介護人材教育関係者」(56.0%)、「医療関係者」(48.8%)で多かった。

600時間課程に対しては、「資質向上のため6カ月以上の養成課程は必要(以下「6カ月以上の養成課程は必要」)」との意見がもっとも高く(介護人材教育関係者39.5%、医療関係者34.1%)、次いで「一定の養成課程は必要であるが長すぎる」(27.8%、34.1%)であった。

- また、「介護福祉士資格を有する介護サービス従事者」は、「どちらともいえない」(40.3%)、「良いと思う」(32.6%)、「良くないと思う」(27.2%)と、評価は分かれていた。

600時間課程に対しては、「一定の養成課程は必要であるが長すぎる」53.4%、「6カ月以上の養成課程は必要」19.2%であるとの結果であった。

- 「介護福祉士は現状でも十分な資質が備わっており、6カ月以上の養成課程は必要ない」との意見は、「介護サービス経営者」21.7%、「介護福祉士資格をもたない介護サービス従事者」15.7%、「利用者・家族」18.9%であったが、「介護福祉士資格を有する介護サービス従事者」、「介護人材教育関係者」、「医療関係者」では10%未満であった。

- ご意見募集では、600時間課程の義務付けについて次のような意見(フリーアンサー)があった。

【600時間課程の義務付けに肯定的な立場からの意見】

- ・ 介護福祉士は、介護職のリーダーであり、安易に取得できるようにすべきではなく、今回の改正のように相応の努力を求めることは大切。
- ・ 介護職としての素質があっても十分な教育機会を受けたことのない者はバーンアウトしてしまう。しっかりとした倫理観やスーパービジ

ョン、ケースワーク等の知識を身に付けることが必要。

- ・ しっかり教育を受けて、サービス利用者が納得できる内容の介護を提供してほしい。介護は命に関わることと理解してほしい。
- ・ 介護のプロとして幅広い知識を身につけるべき。基礎的な知識を欠いている場面をよく見る。
- ・ 介護技術、対人援助技術、介護計画、記録、相談、医学的知識、多職種との連携等の強化を養成研修に加えていただきたい。

【600 時間課程の義務付けに否定的な立場からの意見】

- ・ 資質向上よりもまずは人材確保が優先されるべき。
- ・ 受講費用試算の 20～30 万円の負担は厳しい。
- ・ 現場の実情から、600 時間の教育課程ではなく、合格者に対しての 10 時間程度の講習を義務付けることにできないか。
- ・ 介護の経験がない新卒者等にとって、実務 3 年で介護福祉士の資格が取得できることが大きな目標・魅力になっている。介護の職場に入ろうとする意欲を減退させるような改正には反対。
- ・ 資質向上のみを求めても待遇が伴わなければ離職に拍車がかかるだけ。待遇改善こそが重要。

- なお、検討会では、介護職員によるたんの吸引等の医療的ケアの実施に関する検討について、このことが介護福祉士とも密接に関連することから、この検討状況等も踏まえつつ、介護福祉士の役割や養成について検討すべきとの意見があった。

また、介護のニーズ・業務の幅が広いため、人材の量と質の必要性を議論するにあたっては専門職としての介護福祉士が担うべきことと介護職員やよりボランティアな人材との連携によって対応すべきことを整理して議論すべきとの意見や、介護職員の業務内容やモチベーションの多様性を考慮して議論すべきとの指摘もあった。

- 以上の点を踏まえ、今後、介護職員、介護福祉士それぞれに求められる役割、業務、必要な人材の量、質について整理しながら、就業時から介護福祉士資格取得に至る研修のあり方についてさらに検討を進めることが必要と考えられる。

(養成体系のあり方)

- 現行の養成体系（600 時間課程、介護職員基礎研修、ホームヘルパー 2 級研修）については、介護職員が段階的・効率的に学習できるよう、複雑

化した体系を見直し、既受講歴を積み上げられるようにすべきと指摘された。

- ホームヘルパー2級研修については、就業前の一定の研修の必要性から、現行のホームヘルパー2級研修相当の何らかの研修は必要であるとの意見が多数であった。

このうえで、現状の研修では不十分であるため内容・時間を拡充すべきとの意見や、施設職員にも就業前の研修が必要との意見、さらに、居宅・施設、障害も含む介護職の包括的な導入研修として見直すべきとの意見もあった。

- 介護職員基礎研修については、内容面での意義を評価する意見があった一方で、位置づけや受講メリットが不明確であり見直しが必要との意見があった。
- 今後の研修の段階・体系についての検討にあたっては、各段階の研修の到達目標、研修修了者の業務・役割・位置づけ等を明確にする必要があると考えられる。

(3) 研修の実施方法について

(身近な地域で受講できる環境の必要性)

- ご意見募集や、本検討会で実施した施設・事業所調査、職員調査いずれにおいても、回答者の所属・属性を問わず、「身近な地域で受講できる環境が必要である」との意見が最も多く、職員調査では61.5%に達していた。

検討会においても、身近な地域で受講できるための研修実施方法の工夫や多様な教育資源の活用等に関してさまざまな意見が出されたところであり、今後、具体的な実施方策について検討する必要があると考えられる。

- 事業者団体調査等においては、各職能団体、事業者団体、都道府県・指定都市の研修機関において、介護職員を対象とした各種の研修が行われている実態が明らかとなり、これら多様な教育資源を活かすべきとの指摘が多くあった。

(研修の実施方法の工夫)

- 研修の実施方法については、養成校の教員が出向く形での授業の実施や、